

「長年放置されている精神障害を理由とする制限条項の撤廃を求める要請書」に係る調査結果について

1 団体から北海道への照会

昨年12月、道知事宛て（北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部長）に、本州に所在の団体から「長年放置されている精神障害を理由とする制限条項の撤廃を求める要請書」の送付がなされ、道内自治体の条例や規則等の80数件に、精神障害者の入場、利用制限条項が存在している旨の内容で、

- ・精神に異常があると認められる者、精神に著しい異常があると認められる者
- ・精神に障害があると認められる者
- ・精神錯乱者、精神錯乱、精神異常者

等の表記がなされている自治体や、その種別等の一覧表も添付されていたもの。

2 道内自治体（市町村）への調査（照会）

上記要請書の送付を受け、令和5年1月、同要請書に基づく各種照会を道内自治体（全市町村）宛てに照会（送付）。

3 調査（照会）結果

道内自治体からの照会結果（回答）は、表記が存続していた理由について、大多数が「内外（関係機関等）からの指摘がなかったため」であり、その他に「改正漏れ」、「確認漏れ」等があり、概ねが今後改正予定との回答。

一部で、「精神錯乱」については、

- ・精神障がい者を対象としたものではなく、健常者にも該当しうる
- ・精神錯乱の文言はその状態を表しているため、差別文言と認識していない

旨の回答もあり。